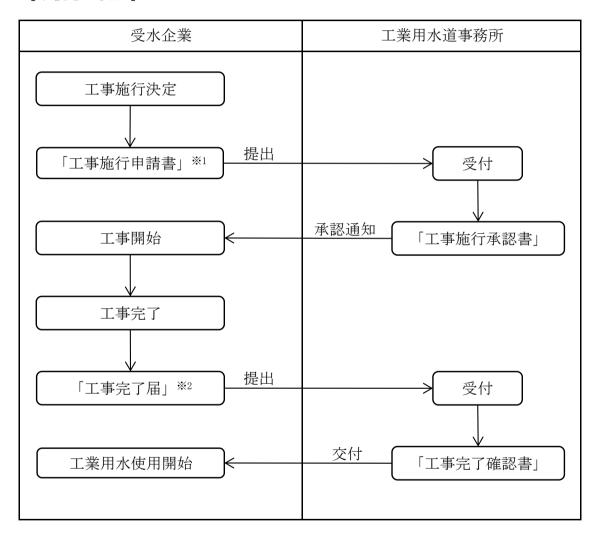
## 給水・流末施設の工事に係る手続きについて

給水・流末施設等の工事を行う場合は、岡山県工業用水道事業供給規程第9条 により、一定の手続きが必要となります。

対象の工事としては、新規給水・流末施設の設置、量水器の取替、受水槽の改良、 配管の経路変更等になります。

下記のフローを参考に、手続きを行ってください。

## 【手続きの流れ】



## 注意事項

※1: 工事施行申請書に次の資料を添付してください。

- ・カタログの写し等(性能・形状のわかるもの)
- ・図面(給水・流末施設の配管経路や機器の設置場所等がわかるもの)

※2: 工事完了届に次の資料を添付してください。

- ·工事写真(工事着手前、完成後)
- 量水器を更新する場合は次の資料も添付してください。
  - · 器差成績書
  - ・検定期限(確認できる書類又は写真)
  - ・旧量水器の撤去前、及び新量水器の通水前メーター値を、撮影日時がわかるもの (スマートフォンの時計表示や置き時計など)を添えて撮影した写真